

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議（第40回）開催結果概要

1 日時

平成29年2月15日（水）14:30～17:00

2 場所

PCB処理情報センター（室蘭市御崎町1丁目9番地8）

3 出席者

監視円卓会議委員、登別市、伊達市、環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）事務局（北海道、室蘭市）

傍聴者：16名 報道：2社（北海道新聞・室蘭民報社）

4 内容

- (1) 第39回監視円卓会議議事録について
- (2) 北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について
- (3) 北海道PCB廃棄物処理計画の改定について
- (4) その他

5 議事概要（真柄委員長の司会により議事進行）

- (1) 第39回監視円卓会議議事録について
委員からの意見等はなかった。

- (2) 北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について

① 北海道事業の進捗状況等について

JESCOから資料2-1～2-4に基づき説明。

- ・変圧器類、コンデンサ類の処理は平成28年12月末現在で、それぞれ83.0%、85.4%
処理実績の時点基準を現状の抜油作業時であったものを中間処理完了時に見直す検討中。
今後行政と協議の上、次回以降の数字から反映していきたい。
- ・安定器・汚染物等の処理は平成28年12月末現在で、28.0%
- ・前回の監視円卓会議（平成28年11月14日）以降、トラブル事象2件、不具合事象13件、不
具合事象未済18件発生
- ・12月8日に発生した労働災害（区分Ⅳ）と1月20日に発生した施設内での洗浄液の漏洩
（区分Ⅳ）について経過及び再発防止対策等について説明

主な質疑等は以下のとおり。

（副委員長）進捗率の見直しを行われた場合には数値としては下がることとなるのか。

（JESCO）今までの抜油時から半月から1ヶ月ほどのタイムラグがあるため、見かけ上の数値としては一時的に下がることとなる。

（委員長）トラブルの本当の原因はどう考えるのか。今までのトラブルは洗浄液に関するものが圧倒的に多い。今までのトラブルの原因を最初から調べ直して、洗浄液の取り扱いにどのような問題が内在しているのかチェックして要領手順書の中に反映し、作業者にていねいに説明していくのがJESCOの仕事ではないのか。回答はいらぬが注意してもらいたい。

② 活性炭の性能調査結果について

J E S C Oから資料2-5に基づき説明。

- ・平成21年12月に道測定の当初施設第1系統排気のダイオキシン類（DXNs）が排出管理目標値と同程度であったことを受けて、監視円卓会議の委員からの意見も踏まえながらJ E S C Oが原因究明を実施してきた。
- ・活性炭へのDXNs及びPCB吸着量が上流側よりも下流側が高い逆転現象が確認されている。
- ・今までの検証により、逆転現象は、槽内の流速分布、活性炭に付着している油分、PCBの塩素数の構成比などの影響を受けていることが確認できている。
- ・今回の検証により、活性炭への付着物として洗浄溶剤が多くを占めるとともに、PCBは直接吸着されたもののほか、一部は活性炭表面の油分に吸収されていることがわかった。
- ・今後、モニタリングを総合的に運用強化するなどの対策を行う。

主な質疑等は以下のとおり。

(〇〇委員) 吸着と分配を分けて議論しなければならない。吸着は良いとして液相の分配の問題についてはほとんど考慮も説明もなかった。これでは認められない。これからさらに実験しても無理と思われるので、活性炭を頻繁に交換するような方法での措置が必要ではないか。

(〇〇委員) 洗浄溶剤の気化を止めるような措置はできないものか。また、異常な状態が発生した場合には活性炭を素通りしてしまうこととなるため、その点からもっと深く検討の余地があると考え

(委員長) ガス吸着と液相への吸収は単位操作・相理論として全く違う現象であるが、設計はガス吸着しか考慮されていなかった。対策をやるとするとチラーを入れて溶剤回収することになるが、今のシステムで対応すると活性炭の管理と排気のモニタリングをしっかりと確認していくこととなると思う。実験をこれ以上やるわけにもいかなので、水平展開も考慮すること。また、今までのガス系によるJ I Sによる吸着面での検討では不十分であるのでJ I Sの改定を行うくらいの心がけが必要では。

③ 長期処理計画について

J E S C Oから北海道P C B処理事業所長期処理計画について資料2-6に基づき説明。

- ・当初施設での処理対象物量は国の基本計画変更時に整理したものをベースに計上して算定した結果、計画的処理完了期限の平成34年度までに処理完了可能。
- ・増設施設は平成28年末までの登録量から処理対象物量を想定したほか、3割がPCBを含まないことがわかったため、これらの仕分けを徹底することとし処理計画に反映した結果、計画的処理完了期限の平成35年度までに処理完了可能。
- ・掘り起こしにより発生すると見込まれるPCB廃棄物等への対応等の検討も行っていく予定

主な質疑等は以下のとおり。

(委員長) 仕分けは誰が行うのか

(J E S C O) 排出事業者が業者に委託して実施している。産廃財団が行った仕分けの実績をもとに重量比で31%減少できている。民間業者に講習会も開催されているが、環境省と道も交えて、3割減少していくための対応について検討中である。

(委員長) 3割は期待値である。環境影響を及ぼすものは疑わしいものは処理するというのがスタンス。あまり3割にこだわらずとも未登録のものも含めて完了できますといった計画の方が市民も安心ではないか。

(〇〇委員) 処理対象量のベースがまだわからない。P C B自体の製造量等はわかっているが、処理済み量よりも行方不明となっている量が多いのではないかと認識だが間違えているか。

(環境省) 紛失したのものもあるのは事実。本来どれだけの量があるかはこれからの掘り起こ

- しによる。掘り起こしを、期日を定めてしっかりやって総量を把握し、処理をしっかり行っていくことが必要。
- (〇〇委員) 総量に対する処理量以外の行方不明となっているものは私の見積もりでは半分くらいあるのではないか。J E S C Oの受入が終わった後に発見されたものはどう処理するのか。
- (環境省) 紛失したものがあるのは事実であるが、それがどの程度かはまだわかっていない。期限までにすべてを処理するために何が必要かを考えて取り組むことが重要であり、まずは掘り起こしを早急に進めていくことが大切。
- (〇〇委員) 前回の会議で〇〇委員が指摘したように、事業者には処理に必要な情報がなく、事業者は困っている。この問題に対して行政がどのように解決していくのか。
- (〇〇委員) 東京都の底質に含まれるP C Bは増加傾向である。母乳中の数値も下がっていない。環境中のP C Bは減っていない。P C Bの物の流れを追っていけばかなりの精度で把握できるのではないか。国民に広く提起して把握しなければならない。役人の力だけではできない。
- (委員長) かつて処分場にはP C Bが埋め立てられている。どの程度の量があるのか調べても良いのではないか。
- (副委員長) 処分場から浸出している水のP C Bはチェックしているが、P C Bが処分場から漏れているような事例は聞いた限りではない。ゼロリスクは目標ではあるが、達成できない。リスクを減らすことしかできない。

④ 長期保全計画について

J E S C Oから北海道P C B処理事業所長期保全計画について資料2-7に基づき説明。

- ・処理施設の安全・安定操業を維持するため、中長期的な機器の更新や予備品の確保など、設備の劣化に対応する計画を策定しており、今般、見直しを行うもの。
- ・基本的な考え方として、故障が安全や操業に及ぼす影響が大ききものは不具合が起こる前に「予防保全」を図る一方、影響が小さなものは不具合が発生時に対応する「事後保全」として必要に応じて交換部品を貯蔵品として購入するなどして対応。
- ・実績及び平成29年度の主な予定を、具体例を例示しながら説明

主な質疑等は以下のとおり。

- (副委員長) 説明が内部向けであり理解できなかつた。個々の技術資料は添付資料にして、市民向けにポイントをコンパクトに説明してもらいたい。例えば活性炭とオンラインモニタリングの関連で示すような方法があるのではないか。
- (委員長) 次回は副委員長から指摘のあったように整理して説明するのに併せて、稼働後10年経過した状態を踏まえた観点から作業要領書を説明してもらった方が市民にわかりやすいのではないか。また、かつてトラブルの水平展開も含めて説明してもらいたい。

⑤ 環境モニタリング測定結果等について

事務局から平成28年度環境モニタリング測定結果及び立入検査の実施状況を、資料2-8～2-9に基づき説明。

- ・前回会議以降、結果が確定した9月から12月までの測定結果では、基準等を超える項目はなかった。
- ・11月の増設施設の排ガス分析において第38回で委員から指摘のあった道とJ E S C Oのクロスチェックを実施した結果、大きな乖離は認められなかった。
- ・前回会議以降、5回の立入検査を実施。モニタリング実施時の運転状況の確認のほか、トラブル事象の確認を行っている。

主な質疑等は以下のとおり。

(副委員長) 今回でクロスチェックができたので、次回以降については従前どおりに行うこととして良いと考える。

(3) PCB特別措置法の改正等について

道から北海道PCB廃棄物処理計画の内容を中心として、資料3に基づき説明。

- ・ 変更に係る経過、主な変更内容、今後のスケジュールについて概要説明。
- ・ 今回の変更の趣旨としては処理期限を必ず達成するために、掘り起こしやJESCOの処理進捗管理を行うほか、法改正で充実された行政権限も活用しながら確実に取り組む。
- ・ 掘り起こしについては、まずは主に大型の機器を対象とした環境省のリストを活用するほか、小型の機器については他法令の届出等を集めてリスト化して立入検査等を実施する。
- ・ 人・金は限られているが、法的権限といった行政資源をフル活用して早期処理を進める。
- ・ 低濃度PCBについては実態が把握されていないことから、実態の把握促進のために情報提供や支援をおこなってまいりたい。

主な質疑等は以下のとおり。

(環境省) 掘り起こしについては、出来るだけ対象を絞り込んだ情報を提供していきたい。メーカー側での絞り込みについても協議をも進めていきたい。安定器等については、登記簿や固定資産課税台帳を活用して昭和52年3月以前の建物に絞って調査を行っていくこと等の取組を検討しているところ。

(4) その他

事務局から北海道PCB廃棄物処理事業円卓会議設置要領について資料4に基づき説明。

- ・ 道の「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」の変更に伴い、監視円卓会議の設置要領の変更を行うもの。
- ・ 変更のポイントとしては、会議が一つの組織体として意思決定を行うのではなく、委員個々の意見を伺う場であることを明確化するもの。
- ・ 変更しても今までどおり、委員の調査、立入、意見の権限については何ら制約を加えないもの。

主な質疑等は以下のとおり。

(委員) ○○委員が10年間委員を務めているが、専門的かつ市民の立場からも大きな役割を果たしており、次期についても選任できるよう検討してもらいたい。

(道) 公募委員については幅広く道民の方に参加していただくため、特定の方に機会が偏ることがないように配慮が必要であるもの。

(委員) 学識委員としての位置づけについての選任についても検討してもらいたい。

(委員) 環境にもっと金をかけるべき。先日依頼のあった推薦状に返信用の切手も貼られていなかった。また、委員に報償がないのは北海道だけであり、他の4地区についてはいずれも報償が出されている。それは重要性があるから予算化されている。きちっと予算化することが重要性を示すもの。道の他の委員会では報償がなされている。過去には視察があったが、今はない。それは委員が視察をする意味を持っていないこととなる。そうではないはず。きちっと予算化することが大切。北海道はもっと環境に投資をするべき。

(委員長) 当初の予定よりも広域の処理が必要となり、期間も延長された。次期監視円卓会議も引き続き役割を果たしていけるようお願いをしたい。